

## 高松港周辺における観光客等の受入環境整備事業仕様書

### 1 業務名

高松港周辺における観光客等の受入環境整備事業

### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月10日まで

### 3 業務の目的

高松港周辺のウォーターフロント部分において、香川県内のものづくり企業と連携し、近年の温暖化の中でも屋外で一定の滞在時間を確保できるよう、サンシェードの機能（以下「サンシェード」という。）を備えた魅力的な空間を創出するとともに、瀬戸内海の景色と調和した魅力的なデザインとすることで、同時に港周辺の魅力向上を図ることを目的とする。

### 4 業務の内容

#### (1) サンシェードの整備

高松港周辺のウォーターフロント部分において、香川県内のものづくり企業と連携して、サンシェードを設計・制作、設置すること。

#### <サンシェードのデザイン・コンセプト>

- ① 高松港全体を活かし、日除けとしての熱中症対策機能のみならず、温暖な瀬戸内海と調和のとれるデザインとすることで景観を向上させ、機能性とデザイン性を備えたものとする。また、瀬戸内国際芸術祭 2025 が開催されることから、瀬戸内国際芸術祭の開催方針に沿ったものが望ましい。
- ② サンシェードの設計・制作に当たっては、香川県内のものづくり企業と連携し、企業の有する知見や特色を活かしたものとするとともに、制作に使用する素材等においては、香川県内で生産・製造したものを使用することが望ましい。
- ③ 同時期に公募する「高松港周辺の魅力・満足度向上に係る観光振興事業」と一体的に実施されることが望ましい。

#### <サンシェードが有する機能について>

- ① サンシェードについては、設置場所が海沿いのため、頻繁に強い海風にさらされることに考慮し、風雨に耐えられるものであり、かつ、容易に移動することがないよう、固定機能を有すること。
- ② 荒天時や緊急時など必要時は容易に収納又は分解及び組立てができるものとする。人力でも近距離の運搬移動が可能なものとする。
- ③ 必要に応じて、躯体から容易に取り外しが可能な設計とすること。
- ④ 整備するサンシェードは1点以上とし、全体のサイズ等については特に規定しないが、予算

の範囲内で自由に企画し提案を行うこと。

#### <制作及び設置>

- ① サンシェードの材質は、屋外かつ海沿いでの設置に耐えうる安全性、耐久性、及び耐候性等について十分に検討すること。また、設置場所が海沿いのため、頻繁に強い海風にさらされることを考慮すること。
- ② 設置に当たっては、安全性に十分考慮し、構造計算等により、安易に損傷することのないような構造とすること。屋外での設置に係る経年劣化への耐性について考慮すること。
- ③ 10年以上の長期使用を前提とした上で、部品の選定・構造等に配慮し、十分な耐久性を有すること。なお、10年以内に劣化等により交換の必要性が生じる部品は、修繕可能な部品等を使用する設計とすること。整備内容によって消耗品が必要な場合は、汎用物品での補充が容易なものを採用するなど、保守管理において、できるだけ経費や労力がかからないよう配慮をすること。
- ④ メンテナンスについては、維持管理の容易なものとし、設置後10年間の各年に要する維持管理経費、定期点検及び修繕に係る費用、その計画について、企画提案書へ記載すること。なお、メンテナンスのしやすさ、費用を軽減する提案であることが望ましい。
- ⑤ 制作場所については、受託者が調整し、確保すること。
- ⑥ 高松港利用者の動線を考慮し、設置する場所を提案すること。
- ⑦ 設置は、令和7年3月10日までにを行うこと。
- ⑧ 香川県による制作過程の取材（写真・動画撮影、インタビュー）、メディア等への公開に際して積極的に協力すること。

#### 5 知的財産権について

- (1) 本業務で新たに生じた著作物の著作権については、別途合意する場合を除き、それをデザインした者（以下、「著作者」という）に属する。
- (2) 著作者は、その著作物が第三者の知的所有権その他の権利を侵害しないことを保証する。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、香川県が特に使用を指示した場合を除き、著作者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。また、本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、著作者は直ちにその旨を香川県に通知し、著作者の責任と負担において一切を処理すること。
- (3) 香川県が、香川県や瀬戸内国際芸術祭（以下、「芸術祭」という）に関わる公式印刷物やホームページ、広報目的のための広告物等に、写真やイメージ、映像、テキスト等（以下、「広報用素材」という）を掲載する場合、香川県及び芸術祭実行委員会は著作者の許諾なしに無償で広報用素材を使用することができる。
- (4) 前項に関わらず、香川県及び芸術祭実行委員会等が、グッズ等を販売する目的で広報用素材を使用する場合は、事前に著作者の許諾をとる。また、県や芸術祭の広報を目的としない商業利用（企業広告など）で広報用素材を使用する場合も同様に、事前に著作者の許諾を得なければならない。

- (5) 著作者が、本業務で新たに生じた著作物の写真やイメージ等を公の印刷物やホームページ等に掲載する場合、キャプションを記載するものとする。
- (6) 前項の規定に関わらず、著作者が、香川県や芸術祭の広報を目的としない商業利用（企業広告など）に広報用素材を使用する場合、また著作物に由来して収入がある場合は、香川県と別途協議を行い、事前に香川県に承認を得なければならない。

## 6 費用の負担

受託者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 香川県の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償
- (2) 官公署等に届出をする書類の作成及び届出等の手続に必要な費用

## 7 その他留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、香川県と受託者で協議の上決定する。なお、本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、建築基準法、消防法、港湾法、香川県港湾管理条例その他関係法令等に適合するよう関係機関と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 事故等により発生した損害については受託者が負担するものとする。ただし、その損害が香川県の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は香川県が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- (5) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、香川県の承諾を得ることなく第三者に漏らしたり、本業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 瀬戸内国際芸術祭が2025年に開催されることから、業務の実施に当たっては、瀬戸内国際芸術祭実行委員会と十分な協議及び調整を行うこと。
- (7) 設備等の設置に当たり必要な官公庁への届出等については、香川県において行うが、受託者において、届出資料の作成を行うこと。
- (8) 設備等の設置に当たっては、港湾施設へ変更を加えないこと。
- (9) 受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、香川県と協議の上、その一部を委託することができる。

## 8 成果品等

本業務の取組・実績等を記載した実績報告書を取りまとめ、業務完了後、遅滞なく香川県へ提出すること。

本業務実績報告書 2部

本業務実績報告書及び本業務で作成した資料の電子データ

ただし、香川県の事務作業に必要な書類については、香川県からの指示の都度提出すること。